【第1問】(配点:50)

次の事例について,以下の設問に答えなさい。

[事例]

個人A(57歳)は、「A金属工業」の屋号で、妻B(55歳)を含む従業員5名と共に、父の代から続く金属加工業を営んでいた。Aは、目立った遊興等に興じることもなく、真面目に仕事に精を出し、平成25年頃までは、おおむね順調に事業を遂行していた。

しかし、平成26年頃から、資材の高騰や受注件数の減少、取引先の経営悪化等により、Aの資金繰りは徐々に悪化していった。平成28年には、Aの主要取引先であったCに対する売掛金債権約100万円が未払いとなったまま、Cが廃業して音信不通となり、また、同じく主要取引先であったDは、同年6月に破産手続開始決定を受け、Dに対する売掛金債権約20万円についても破産手続による配当はなかった。さらに、同年11月、Aの従業員Eが売上金約100万円を持ち逃げして行方不明となったことで、Aは、ますます資金繰りに窮するようになった。

その結果、Aは、新たな融資を受けない限り、F銀行からの借入金債務のうち、弁済期を平成29年3月末日とする分割金100万円の弁済に窮する見通しとなり、債務整理を行うことで立て直しを図りたいと考え、同月15日、弁護士Yに債務整理を依頼した。Yは、同月17日、同日付けで、Aから聴取して判明した債権者宛てに、下記の内容の通知(以下「本件通知」という。)を発送した。

記

当職は、この度、Aから依頼を受けて、同人の債務整理の任に当たることとなりました。

債務整理の方針については、Aの債務及び資産の状況を調査の上、慎重に決定することとなりますが、これらの全てについて当職がAの代理人としてAと協議の上行うこととなります。

つきましては、以後、Aとの債権債務関係に関する連絡の一切は、当職宛てにしていただき、Aやその家族への連絡や取立行為は一切中止願います。

Yが本件通知発送時までに行った調査の結果によれば、Aの主な債務は、F銀行からの事業資金の借入金債務の残額が約1500万円、同じくF銀行からの自宅兼工場の建物のローンの残額が約2000万円あるほか、金融業者4社からの若干の借入金債務がある程度であり、Aの説明では、Aの取引先に対する買掛金債務は存在しないとのことであった。

平成29年3月30日, Aは, Yとの間で債務整理の方針についての打合せを行ったところ, やはり同月末の支払を行うことは困難であるとの結論に達し, 破産手続開始の申立てを行うことを決意してその旨をYに委任した。

平成29年4月10日, Aは, Yを申立代理人として破産手続開始の申立てを行い, 裁判所は, 同月12日午後5時, Aについて破産手

続開始の決定を行い、破産管財人として弁護士Xを選任した。 XがAの資産状況等を調査したところ、次の事実が判明した。

- ① Aは、債務整理を依頼した後も、Yに相談することなく資金の融通先を探しており、平成29年3月18日の深夜、長年の取引先で個人的な親交もあった取引先業者(個人)Gの自宅にBとともに赴き、100万円の融資を依頼した。Gは、同日の時点でAに対し、弁済期を4月末日とする80万円の売掛金債権を有していたが、Aが「どうしても今月末の支払に100万円が必要なのです。今回をしのげば絶対立て直せます。取引先Cからの売掛金100万円の入金があれば必ず返せますから。決して御迷惑はお掛けしません。」と懇願するので同情し、「うちも楽ではないし100万円までは貸せないけど、せめてこれくらいなら」と、その場でAに50万円を貸し付けた。
- ② Aは、Gから受領した金員をF銀行に対する平成29年3月末日の分割金の弁済に充てようと思っていたが、まだ50万円ほど不足しており、これ以上のあても思い付かずにいたところ、同月25日の早朝、Bから、Bの父親Hが倒れ、入院費用が必要になったことを聞いた。Aは、昨年12月末頃にHから「立て直しに成功したら返してくれればよい」として60万円を借りていたことを思い出し、平成29年3月26日、Bを通じて、Gから受領した50万円をHに弁済した。
- ③ Aの資産としては、現金約20万円、預貯金30万円のほか、自宅兼工場としている借地上の建物がある。ただし、当該建物には、F銀行の根抵当権が設定されており、その被担保債権の残額は、借地権付建物の現在の評価額を上回っている。Aは、破産手続開始の決定に伴い「A金属工業」を廃業した。その後、就職を試みてハローワークに通うなどしているものの、未だ就職先は決定しておらず、その見通しもない。Bは、Aの破産手続開始後、それまでの心労がたたって倒れ、以後入退院を繰り返している。

〔設 問〕

1. Xは, AのHに対する50万円の弁済を否認することができるか否 かを調査検討している。

本件通知が「支払の停止」に該当するかについて触れつつ、平成29年3月17日の時点でAに「支払不能」が認められるかについて、論じなさい。

2. Aの債権者であるGは、債権者集会兼免責審尋期日に出頭し、Aの 免責を許可することについて強く反対する旨の意見を述べた。

他方、Aは、免責許可決定を受けることを強く希望している。Aは、債権者集会兼免責審尋期日に出頭したほか、Xによる事情聴取にも素直に応じ、Gからの借入れやHに対する弁済について説明するなど、Xの管財業務に積極的に協力していた。

- (1) Aに免責不許可事由が認められるか否かについて、論じなさい。
- (2) 仮にAに免責不許可事由が認められるとして、破産裁判所は、Aの免責を許可するべきか否かについて、肯定的に考慮すべき事情、否定的に考慮すべき事情双方を挙げつつ、論じなさい。

(法務省HPから引用 http://www.moj.go.jp/content/001224574.pdf)

【時系列】

H25 頃まで	「A金属工業」の屋号で金属加工業を営む。事業は概ね順
П20 頃ま C	調。
H26 頃	資金繰りが徐々に悪化。
H28	主要取引先Cに対する売掛金債権約100万円が未払い
	のまま、C廃業。
H28.6	主要取引先D(売掛金債権約200万円)に破産手続開始
	決定(配当なし)。
H28.11	従業員Eが売上金約100万円を持ち逃げ。
	→弁済期を平成29年3月末日とするF銀行に対する分
	割金100万円の弁済に窮する見通し。
H29.3.15	弁護士Yに債務整理を依頼。
H29.3.17	弁護士 Y 債務整理開始通知発送。
H29.3.18	取引先業者(個人)Gから50万円借入れ。
H29.3.25	妻BからBの父H(Aに対し60万円の貸付金あり)が倒
	れ、入院費用が必要になったと聞く。
H29.3.26	Gから受領した50万円を,Hに対する60万円の債務の
	弁済に充てる。
H29.3.30	破産手続開始の申立ての方針に。
H29.4.10	破産手続開始の申立て。
H29.4.12	一破産手続開始決定。破産管財人Xが選任。
pm5:00	W) 生 丁 加 知 (不)

第1 設問1について

2 1 問題の所在

1

5

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

支払不能とは、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にある ものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」を意味する(破産 法(以下略)2条11項)。この点、本件受任通知は、「破産開始の申立て前1年以 内」(162条3項カッコ書)になされているから、本件受任通知の発送が「支払の 停止」にあたるのであれば、同日時点で支払不能が推定される(同項)。そこで、ま ず、本件受任通知の発送をもって「支払の停止」があったといえるかを検討する。

2 「支払の停止」(162条3項)があるか。

「支払の停止」は、支払不能が推定される前提事実であり、債務者が、支払能力を欠くために弁済期の到来した債務を、一般的かつ継続的に支払をすることができない旨を明示的又は黙示的に外部に表示する行為をいう。なお、支払不能が客観的財産状況であるのに対し、支払停止は、債務者の主観的行為であるともされる。

この点に関し、一般に受任後に相当額の過払金が発見されることもあることに加 え、本件通知は弁護士が債務整理を受任したことを示すに留まり、債務や資産に関 する具体的な記載はおろか、債務整理の方針すら明示がないことを厳密に解して、 支払不能の表明が黙示的にもないと見る見解もあろう。

しかし、本件通知には、債務者であるAが、自らの債務の支払いの猶予又は減免等についての事務である債務整理を、法律事務の専門家である弁護士に対して委任したことが記載されている。また、債権者に宛てて「以後・・・Aやその家族への連絡や取立行為は一切中止願います。」として、債務者等への連絡及び取立行為の中止を求めており、Aの債務につき統一的かつ公平な弁済を図ろうとしている旨をうかがわせる記載がある。これらに加え、Aは、給与所得者ではないものの、従業員5名

最高裁判所平成24年1 0月19日判決・判例時報 2169号9頁,山本和彦 編「倒産法演習ノート一倒 産法を楽しむ22間[第3 版]」345頁以下。この 最高裁判決は、給与所得者 に関するものなので、事業 者であるAを意識した論 述をすることが加点事由 となろう。

- 1 の小規模事業主に過ぎないことも加味すれば、以上の記載をもって、弁済できない
- 2 債務が全部又は大部を占めており、それが一時的な不如意によるものでないことが
- 3 示されているといえよう。
- 4 そのため、本件通知によって、Aが支払能力を欠くために一般的かつ継続的に弁
- 5 済をすることができないことが少なくとも黙示的に表示されているといえる。
- 6 したがって、本件通知は「支払の停止」に該当する。

3 支払不能該当性の検討

- 8 以上により、Aは、平成29年3月17日時点で、支払不能にあったと推定され、
- 9 同推定を覆すに足りる特段の事情がない限り、支払不能が認められる。
- 10 支払不能の判断は、即時換価可能な資産と弁済期にある債務を比較するほか、収
- 11 益力や信用力も勘案される。本間で、Aの即時換価可能な資産は現預金計50万円
- 12 であるところ、弁済期にある計約3500万円を超える負債があるうえ、Aにこれ
- 13 らを弁済可能な収益力はない。またAは、自宅兼工場を所有しているが、オーバー
- 14 ローンとなっており、融資を得るための信用力があるともいえない。したがって、
- 15 問題なく支払不能にあったといえよう。
- 16 なお、支払不能の基礎となる債務は、「弁済期にある」ことが必要であるが、問
- 17 題文を形式的に見る限り、F銀行に対する借入金債務は弁済期にないようにも見え
- 18 る。しかし、一般的な銀行取引約款においては、支払停止があれば、期限の利益が
- 19 喪失することとなっており、F銀行に対する計約3500万円の借入金債務も、支
- 20 払停止のあった平成29年3月17日に「弁済期にある」状態に至ったといえる。

21 第2 設問2について

- 22 1 小問(1)について
- 23 (1) Gからの借入れが252条1項5号に該当しないか。

高額な財産の把握漏れ等ない限り、同推定が覆ることはないのが実務である。

「弁済期にある」の理解を 巡っては、見解の対立があ るところであるが(山本和 彦編「倒産法演習ノートー 倒産法を楽しむ[第3版]」 314頁以下、伊藤眞他5 名「条解 破産法 2版」 40頁以下、竹下守夫編 「大コンメンタール破産 法」21頁以下等)、本問 では、結論に影響がないた め、言及をしない。

山本和彦「倒産処理法入門 [第4版]」129頁以下, 伊藤眞他5名「条解 破産 法 2版」1655頁以 下,1659頁以下,16 69頁以下,山本和彦編 「倒産法演習ノート一倒 産法を楽しむ[3版]」4 43頁以下。

Aは、Yに債務整理を依頼した後であり、上記のとおり支払不能の状況下でもある平成29年3月18日に、Gから50万円を借入れており、「破産手続開始申立の1年前の日から破産手続開始の決定があった日までの間に、破産手続開始の原因となる事実があることを知りながら」「信用取引により財産を取得した」といえる。また、Aは、Gに対し、「取引先Cからの売掛金100万円の入金があれば必ず返せます」と約束しているところ、債務整理を委任している以上、当該売掛金を回収しても、それを弁済の原資に充てることはできなかったのであるから、Aが「必ず返せる」などと約束することは、収入があることを仮装するなどの積極的な欺罔手段と同視することができる。そのため、Aは、(破産手続開始の原因となる)「事

以上から、Gからの借入れは、同項5号に該当する。

実がないと信じさせるため」「詐術を用い」たといえる。

(2) Hに対する弁済が同項3号に該当しないか。

1

2

3

4

5

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

Aは、「立て直しに成功したら返してくれればよい」とされていたHからの借入 金60万円のうちの50万円について、平成29年3月26日に弁済しており、「特 定の債権者に対する債務について」「債務の消滅に関する行為であって」「その時期 が債務者の義務に属しないもの」をしているといえる。

当該弁済は、突然必要となったAの妻Bの父親の入院費用に充てられたという一見汲む事情もあるが、支払不能下の親族への偏頗弁済は、典型的な同項3号該当事由である。本間でも、弁済原資の50万円は、上記(1)の詐術によって得た金員であり、また、当該弁済は、既に弁護士に債務整理を依頼した後の、債権者に対する平等な弁済ができなくなっている時点において、特定の親族に対してなされたものであるので、積極的な利益供与目的ないし詐害目的が認められよう。

したがって、Hに対する弁済は、同項3号に該当する。

1 (3) 結論

- 2 以上から、Aには、252条1項3号及び5号の免責不許可事由が認められる。
- 3 2 小問(2)について
- 4 (1) 裁量免責にあたっては、「破産手続開始の決定に至った経緯」のほか、免責不許
- 5 可事由に関する事情、債権者側の事情、破産手続開始の決定後の事情等の「一切の
- 6 事情を考慮」して、免責を許可することが相当かを判断する(同条2項)。
- 7 (2) 本件詐術取引は、AがYに債務整理を依頼した後になされており、かつ、これは、
- 8 Aに対し80万円の売掛金債権を有する個人事業主に対する詐術である。また、H
- 9 に対する偏頗弁済は、詐術によって得た金員を原資としている。このように、免責
- 10 不許可事由に該当する事情は、一定程度悪質である。そして、債権者の一人である
- 11 Gは、免責の不許可を求めており、Gは本件詐術取引の被害者であるので、その意
- 12 向を尊重する必要性がある。これらは、裁量免責を不許可に導く事情である。
- 13 (3) しかし、本件では以下のとおり、酌むべき事情も多い。
- 14 まず、Aは、目立った遊興等に興じることもなく、真面目に仕事に精を出してい
- 15 た者で、破産手続開始の決定に至った原因は、主要取引先であるC及びDの廃業、
- 16 破産、また従業員Eによる売上金の持ち逃げにあり、Aの責任によるものではない。
- 17 また、本件詐術取引やHに対する弁済も、突然必要となった入院費用に充てるため
- 18 になされており、しかもその額は多額とまではいえない。そして、破産手続開始の
- 19 決定後の事情として、Aは、Xによる事情聴取にも素直に応じ、Gからの借入れや
- 20 Hに対する弁済について説明するなど、管財業務へ積極的に協力している。さらに、
- 21 現在は、就職を試みるなど、その経済的更生のために努力をしている。
- 22 (4)以上より、本件には、酌むべき事情も多く、免責不許可事由の内容、債権者の意
- 23 見を考慮してもなお、破産裁判所は、Aの免責を許可すべきである。 以上